

理 由

本市においては、良好な居住環境の保全を図るため、用途地域を補完するものとして、住宅系用途地域に高度地区の指定を行っている。

今回、用途地域の変更を行うことから、現在の指定構成に沿って高度地区を変更するものである。

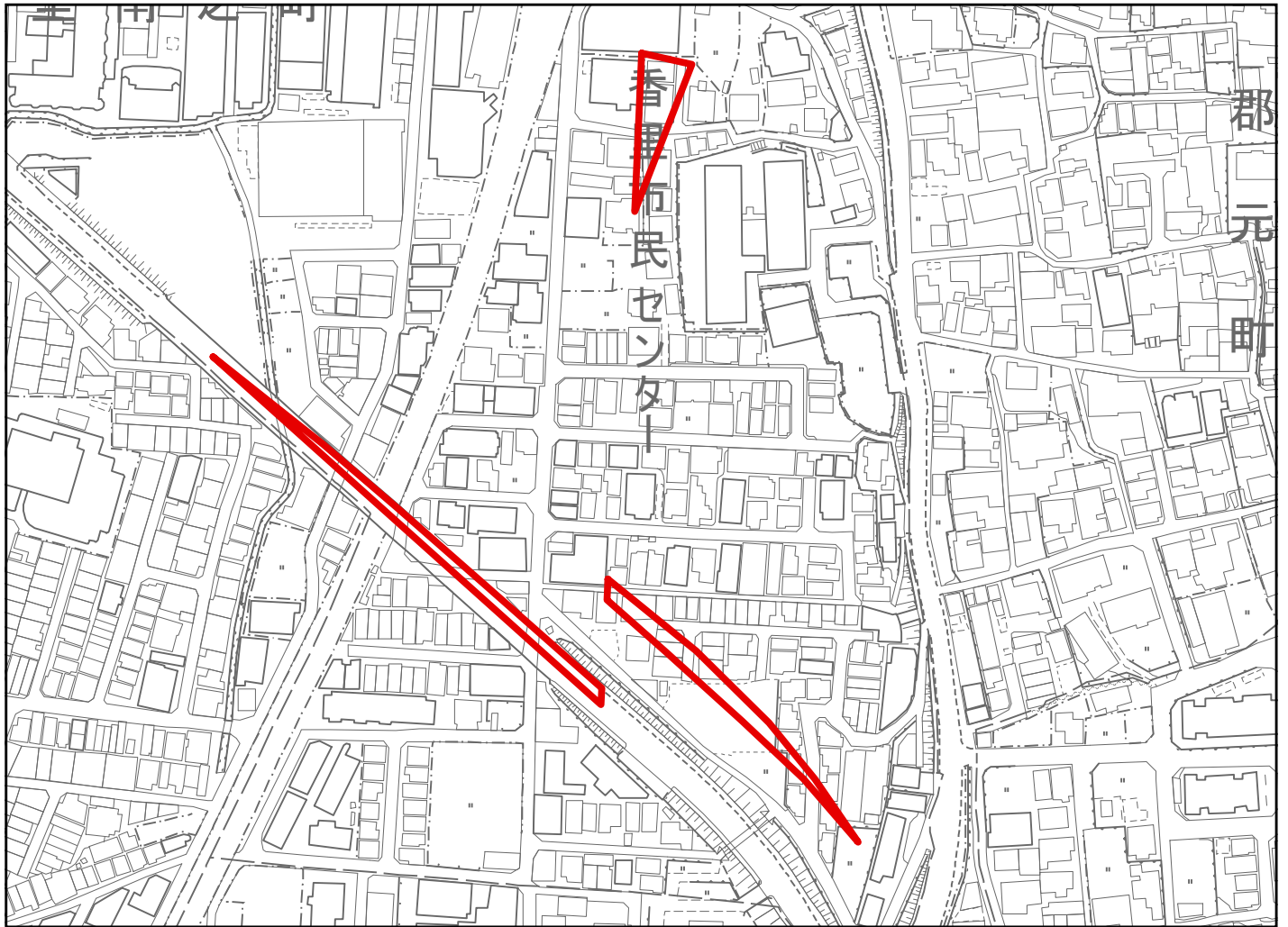
東部大阪都市計画高度地区の変更（寝屋川市決定）

高度地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
高度地区 (第一種)	約 145ha	建築物の各部の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線での真北方向の水平距離に 0.6 を乗じて得たものに 5 メートルを加えたもの以下とする。	
高度地区 (第二種)	約 737ha	建築物の各部の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線での真北方向の水平距離に 0.6 を乗じて得たものに 10 メートルを加えたもの以下とする。	
合 計	約 882ha		


「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

【計 画 図】



香里南之町地区1・2・3
○高度地区の変更
第二種高度⇒指定なし

凡 例

	高度地区変更区域
---	----------